

# 令和4年度採用 相模原市立青少年相談センター 代替登録者 募集案内

登録は任用を確約するものではありません。職員に欠員が生じた場合に任用のご連絡をし、職務に当たっていただきます。

## < 募集職種 >

### 青少年教育カウンセラー

業務内容、応募資格及び募集人数

|      |  |
|------|--|
| 業務内容 | 19歳以下の青少年に関する全般的な相談業務(不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題など)及びその他センター業務  |
| 応募資格 | 相談業務に熱意のある人で、次のいずれかに該当する人<br>(1)臨床心理士の資格を取得または取得見込み<br>(2)公認心理師の資格を取得または取得見込み<br>(3)大学院で心理学を専門に学び、相談業務に従事した経験のある |
| 募集人数 | 若干名  |

### 勤務条件等

|                 |  |
|-----------------|--|
| 身分              | 相模原市会計年度任用短時間勤務職員  |
| 登録期間            | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで<br>任用については、職員の産前産後休暇取得、育児休業取得等により任用事由が生じた場合とし、事前に青少年相談センターから連絡します。 |
| 勤務地             | 青少年相談センター(市内各相談室)、市内各相談指導教室、市立小・中・義務教育学校   |
| 勤務日             | 週4日(月曜日は要勤務日)  |
| 勤務時間<br>(1日当たり) | 7時間30分(休憩1時間を除く)<br>(1)相談室勤務日:午前8時45分から午後5時15分<br>(2)学校勤務日:午前9時から午後5時30分                 |
| 給与等             | 月額 235,300円以上<br>交通費は別途支給<br>賞与・昇給あり<br>過去に相模原市会計年度任用短時間勤務職員の同職種であった者は経験反映あり             |
| 休暇              | 年次休暇(有給)10日(雇入時3日、6ヶ月以上継続勤務し勤務日数の8割以上出勤した場合7日付与)<br>その他特別休暇あり                            |
| 社会保険等           | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償  |

## < 申込方法 >

|         |  |
|---------|--|
| 申込締切日   | 令和4年3月22日(火) 必着  |
| 申込書類    | ・申込書(様式あり)<br>申込書類は青少年相談センター指定の様式をご使用ください。様式は青少年相談センター各相談室にて配布します。また、当センターのホームページ(下記 QR コード参照)の「各種相談員の募集」ページからダウンロードできます。                                |
| 申込受付    | 青少年相談センター採用担当者宛( 問い合わせ先参照)に申込書類を直接持参または郵送(22日必着)   |
| 申込時の注意点 | ・直接持参の受付は、平日9時から17時まで( 祝日を除く)です。<br>・送付状(添え状)は不要です。<br>・複数の職種に応募する場合は、1職種ずつ申込書類を作成してください。<br>・提出いただいた申込書等は返却いたしません。<br>(書類の個人情報は採用にかかる事務以外には一切使用いたしません。) |

## < 選考方法 >

|                |   |
|----------------|---|
| 一次審査<br>(書類選考) | 申込書類による書類選考を行います。<br>結果につきましては、合否にかかわらず通知を発送します。              |
| 二次審査<br>(個人面接) | 一時審査合格者を対象に3月29日(火)に個人面接を行います。<br>結果につきましては、合否にかかわらず通知を発送します。 |

## < 採用に関する問い合わせ先 >

|   |
|---|
| 〒252-0239<br>相模原市中央区中央3-13-13<br><br>相模原市立青少年相談センター 採用担当<br>電話:042-769-8285 |
|---|

## < 青少年相談センターホームページ >

青少年相談センター各相談室、相談指導教室所在地は、  
ホームページの「所在地マップ」参照

